

特定事業所加算に関する届出書（居宅介護支援事業所）

1 事業所名		
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了	
3 届出項目	1 特定事業所加算（Ⅰ） 3 特定事業所加算（Ⅲ）	2 特定事業所加算（Ⅱ） <u>4 特定事業所加算（A）</u>
4 共通要件	<p>1 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催している。 なお当該会議は、次の要件を満たしている。</p> <p>① 議題については、少なくとも次のような議事を含めていること。 ア 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 イ 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策 ウ 地域における事業者や活用できる社会資源の状況 エ 保健医療及び福祉に関する諸制度 オ ケアマネジメントに関する技術 カ 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針 キ その他必要な事項</p> <p>② 議事については、記録を作成し、2年間保存しなければならないこと。</p> <p>③ 「定期的」とは、概ね週1回以上であること。</p> <p>2 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。</p> <p>【連絡体制の内容】</p> <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div> <p>※常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談対応可能な体制が必要。事業所の介護支援専門員による輪番制の対応等も可能 <u>※ただし、加算(A)を算定する場合は、他の同一の居宅介護支援事業所との連携により要件を満たすことができる。</u> <u>【項目3、8、9においても同じ。】</u></p> <p>3 当該事業所における介護支援専門員の資質向上のための研修体系と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、介護支援専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めている（年度の途中で加算取得の届出をする場合は、当該届出を行うまでに当該計画を策定している。）。管理者は、研修目標の達成状況について、適宜、確認し、必要に応じて改善措置を講じている。 <u>※加算(A)の場合は他の居宅介護支援事業所との連携でも可。</u></p> <p>4 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。</p> <p>5 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供している又はする予定である。</p> <p>6 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていない。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>

7 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり平均40名未満である。

※居宅介護支援費(Ⅱ)の届出をしている場合は45名未満。

【直近の状況（ 年 月）】

利用者の総数	人
--------	---

適・否

8 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している。

※協力及び協力体制とは、現に研修の実習等の受入が行われていることに限らず、受入が可能な体制が整っていることをいう。そのため、研修の実施主体との間で実習等の受入を行うことに同意していることを、書面等によって提示できるようにすること。

※実習受入のほか、OJTの機会が十分でない介護支援専門員に対して地域の主任介護支援専門員が同行して指導・支援を行う研修（地域同行型実地研修）や、市町村が実施するケアプラン点検に主任介護支援専門員を同行させるなどの人材育成の取組を含む。

※加算(A)の場合は他の居宅介護支援事業所との連携でも可。

適・否

9 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を開催している。

※質の高いケアマネジメントを実施する事業所として、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上を牽引する立場にあることから、他の法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組を、自ら率先して実施すること。

※市町村や地域の介護支援専門員の職能団体等と共同で事例検討会、研修会等を実施した場合も評価対象となる。ただし、当該要件における「共同」とは、開催者か否かを問わず2法人以上が事例検討会等に参画することを指しており、市町村等と共同して実施する場合であっても、他の法人の居宅介護支援事業者が開催者又は参加者として事例検討会等に参画することが必要である。

※加算(A)の場合は他の居宅介護支援事業所との連携でも可。

適・否

10 事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めている。

適・否

11 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。

適・否

12 毎月末までに基準の遵守状況に関する記録を作成し、2年間保存している。

適・否

※市町村長から求めがあった場合、当該記録を提出しなければならない。

5 加算(I)要件

1 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置している。

※業務に支障がない場合は、当該事業所の管理者又は同一敷地内の他の事業所の職務を兼務可能。ただし、兼務先の業務に偏っている場合は不可。

【加算(Ⅱ), (Ⅲ), (A)においても同じ】

適・否

2 主任介護支援専門員とは別に、専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置している。

適・否

3 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4及び要介護5である者の占める割合が40%以上である。（共通要件の5の困難事例に該当する者は除外して計算することが可能。）

適・否

【直近の状況（ 年 月）】

①	利用者の総数	人
②	要介護3, 4, 及び5である者の数	人
③	②÷①	%

6 加算(Ⅱ)要件	1 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置している。 2 主任介護支援専門員とは別に、専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置している。	適・否 適・否
7 加算(Ⅲ)要件	1 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置している。 2 主任介護支援専門員とは別に、専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置している。	適・否 適・否
8 加算(A)要件	1 <u>専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置している。</u> 2 <u>主任介護支援専門員とは別に、専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を1名以上配置している。</u> 3 <u>1の主任介護支援専門員及び2の介護支援専門員とは別に、専ら指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を常勤換算方法で1名以上配置している。ただし、当該介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所（連携する他の居宅介護支援事業所がある場合は、当該事業所に限る。）の職務と兼務をしても差し支えない。</u>	適・否 適・否 適・否
9 添付書類 (全区分共通)	1 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 2 主任介護支援専門員資格証及び介護支援専門員資格証の写し 3 利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした定期的な会議の開催の状況が分かる書類（直近1月分） 4 運営規程又は重要事項説明書（24時間連絡可能な体制についての記載） 5 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等への参加状況が分かる書類 6 介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していることが分かる書類 7 特定事業所集中減算算定表 8 実習受け入れの状況が分かる書類 9 他法人の居宅介護支援事業所と共同開催した事例検討会、研修会等の開催状況が分かる書類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

※体制等の要件については、介護報酬告示及び解釈通知を確認してください。